三重県防災行政無線設備保守点検業務委託特記仕様書

1　適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「甲」といいます。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用します。

2　履行場所

三重県津市広明町他１６３箇所地内

3　履行期間

契約の日から平成２６年３月３１日限りとします。

4　業務の概要

受注者（以下「乙」といいます。）は、甲の示す要綱に基づき、常に回線の状態を把握し、良好な通信が確保できるように努め、障害を未然に防止するように配慮するものとします。

また、乙は無線設備の障害を未然に防止するため、甲の示す機器の消耗部品の交換を行い、機能の維持を図るものとします。消耗部品交換後には、機器の測定、調整等の試験を行い、機能が正常に動作することを確認するものとします。

5　関係法規等の遵守

乙は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

6　関係官庁等への手続き

乙は業務の実施に関して、甲が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

7　提出書類

乙は、以下の提出書類を遅延なく甲に提出しなければなりません。

ア　実施計画表　　１部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

イ　詳細工程表　　１部

定期点検開始の２週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

ウ　点検報告書

定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真をとりまとめ、報告書を履行完了時に、ＣＤ－Ｒにより提出するものとします。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出するものとします。業務完了時の点検対象機器の一覧も合わせて提出するものとします。

また、鳥羽中継所、名倉中継所、谷の山中継所、朝熊背面中継塔、美杉中継所、長谷山中継所及び名張中継所においては上述の報告書を、別途作成し提出するもの

とします。

エ　その他甲が請求する書類

8　点検回数

（１）週２回以上、統制局より防災通信ネットワーク設備の監視を行い、回線の状態を確認するものとします。

（２）年２回の定期点検を行うものとします。

（３）甲の要請があるときは、臨時点検を行うものとします。

9　保守点検日時等

乙の行う保守点検は、県の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

但し、甲の要請により勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとします。

１０　施工管理

（１）乙は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上特殊無線技士以上）を配備するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

（２）ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム（NMS）、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器に障害を発生させないものとします。

（３）乙は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ甲にその日程表及び作業者名簿を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則乙が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、乙が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を甲に連絡し、常にその所在を明らかにしておくともに、県庁統制室に当該月及びその翌月の作業日程を掲示するものとします。

（４）消耗部品交換・調整作業に当たり、可能な限り防災通信ネットワークの運用に支障が出ないよう努力するものとしますが、運用停止等が必要となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得るものとします。

なお、天候又は災害発生等により運用停止期間を変更する場合は、甲が別途指示する停止期間に作業を実施するものとし、変更に伴い発生した費用については乙が負担するものとします。

（５）乙は、消耗品部品交換後には、機器の測定、調整等の試験を行い、機能が正常に動作することを確認するものとします。

なお、試験項目については、事前に甲に提出し、承認を受けるものとします。

（６）乙は、撤去部品については、乙の責任において適切に処理するものとします。

（７）乙は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたてて、甲の示す要綱に基づき、機器の測定、調整及び対向試験等の保守点検を行うものとします。

（８）乙は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

（９）保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として乙の負担により行うものとします。また、甲の指示する部品を指示に従い交換するものとします。

（１０）乙は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、甲に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障個所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理を行うものとします。

（１１）乙は、委託業務の実施中に甲の設備に損傷を与えたときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の負担において速やかに修復するものとします。

（１２）乙は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び甲が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとします。

１１　気象情報端末修理

乙は、気象情報端末の不具合発生時には修理を行うものとし、不具合発生に早急に対応するため、次の修理用部品を 10 台確保しておき、修理の際に使用するものとします。

気象情報端末用パソコン

ア	形式	産業用パソコン（モニタ、マウス、キーボード含む）
イ	ディスプレイ	17inch 以上
ウ	メモリ/CF カード	１GB/4GB 以上
エ	外部Ｉ／Ｆ	10/100 Ethernet、USB（無線 LAN 機能を搭載しないこと）
オ	ＯＳ	Windows Embedded Standard 2009

１２　UPS、バッテリー保守

別紙 4 に示す UPS、バッテリーを交換するものとする。旧バッテリーについては、諸法令等を遵守して適正に処分するものとします。

また、バッテリーの納入は、現地据付後調整を含むものとし、現地以外での納入は認めません。

なお、バッテリー保守に要する運搬費、処分費、立入費、調整費、申請等書類作成等の費用は、本業務費に含まれるものとします。

１３　多度、野登中継局屋上及び県庁無線機室の清掃

乙は、多度中継局、野登中継局の屋上清掃（排水口の詰まり清掃等）及び県庁無線機室の清掃整理を実施するものとします。

１４　配線等保守

伊勢庁舎の通信配線の保守（配線布設（70m））を行う。

１５　障害発生時の対応

乙は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害発生時に、甲より障害復旧の要請があった場合には、１時間以内に県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、速やかに障害復旧にあたるものとします。

なお、修理が必要な場合については軽微なものを除き、別途協議とします。

１６　映像発信時の対応

乙は、甲の要請があるときは、履行場所において映像発信の技術的操作を行うものとします。

１７　他の保守点検業者との連携

乙は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

１８　保守業務の引継

乙は、把握している機器の故障等は年度内に修復するものとし、次年度の点検保守を実施する業者とは綿密な連絡調整を行い、完全な状態で引き継ぐものとします。

１９　定期検査の対応

電波法７３条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、乙の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うものとします。

参考：本年度定期検査が予定されている局　ぼうさいくわなちょうしゃ、ぼうさいたど、ぼうさいよっかいちちょうしゃ

２０　提出書類等の作成

乙は、諸手続に必要な書類及び甲が指示する書類を作成するものとします。

２１　取扱説明

乙は、定期点検時に履行場所において担当職員に機器運用方法の確認を行い、必要に応じて技術的指導を行うものとします。

また、乙は、甲の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成するものとします。

２２　立ち会い

青山中継所は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、天花寺中継所・名倉中継所・藤坂中継所は西日本電信電話(株)の局舎であるため、局舎への立入りはそれぞれの許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入るものとします。また、当該無線局の定期保守点検に要する立合費等の費用は本業務費に含まれるものとします。

２３　事前調査等

保守・調整等の実施にあたり必要に応じ事前調査・現地確認を行い、安全、確実に作業等が実施できるようにするものとします。

２４　非常用発電機燃料残量確認

第１回目の定期点検時に非常用発電機燃料の残量を確認、記録して、１回目の点検終了時に結果を甲に報告するものとします。

２５　その他

この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、甲乙双方協議の上決定するものとします。